平成29年12月11日(月)国土交通省 関東地方整備局京 浜 河 川 事 務 所

記 者 発 表 資 料

小出川の「不法係留船」を排除「行政代執行」終了!

~茅ヶ崎市中島地先~

京浜河川事務所では、小出川の茅ヶ崎市中島地先において、 船舶の不法係留を是正するため、行政代執行法に基づく行政 代執行を、平成29年11月30日(木)から実施してまいりまし た。

このたび対象船舶1艇(11月30日時点の総数)について、 排除が完了しました。

また、所有者不明の係留施設を、平成29年12月1日(金) から河川法に基づく簡易代執行により撤去してまいりました。 このたび対象物件38基(11月30日時点の総数)について、 全ての撤去が完了しました。

これにより12月8日(金)に行政代執行の『終了宣言』を茅ヶ崎市中島地先にて行いました。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所

副所長 羽澤 敏行 (はざわ としゆき) 代表 045-503-4000

占用調整課長 小針 政博 (こばり まさひろ) 直通 045-503-4015

〇代執行実施状況

対象物件名	11 月 28 日時点におけ る 撤去対象物件総数	代執行・簡易代執行による撤去数	不法行為者による 自主撤去数
船 舶 その他(工作物等)	4	1	3
	3 8	2 7 《 1 1 》	0

※《 》は物件の詳細な調査の結果、塵芥処理とした数

〇実施日数 延べ 7日間

(期間:平成29年11月30日(木)から12月8日(金)まで)

〇実施状況

代執行開始前(平成29年11月30日)



代執行実施後(平成29年12月8日)



○撤去作業状況(平成29年11月30日実施) 不法船舶引揚風景





〇行政代執行終了宣言 (平成29年12月8日)

不法船舶保管風景



〇再係留防止ブイ設置 (平成29年11月30日)



